

第1 貸借対照表の要旨

年度（又は 期）決算公告

主たる事務所の所在地

会社名

代表取締役 氏 名

貸借対照表（ 年 月 日現在）の要旨

（少額短期保険相互会社）

（単位：千円）

資 産	金 額	負債及び純資産	金 額	
現金及び預貯金	△	保険契約準備金		
有価証券		社債		
有形固定資産		その他の負債		
無形固定資産		退職給付引当金		
貸付金		役員退職慰労引当金		
その他の資産		価格変動準備金		
前払年金費用		繰延税金負債		
繰延税金資産		負債の部合計		
供託金		基金		
貸倒引当金		基金申込証拠金		
		基金償却積立金		
		再評価積立金		
		剰余金		
		損失填補準備金		
	その他剰余金			
	基金等合計			
	その他有価証券評価差額金			
	繰延ヘッジ損益			
	土地再評価差額金			
	評価・換算差額等合計			
	純資産の部合計			
資産の部合計		負債及び純資産の部合計		

（記載上の注意）

1 次の事項を注記すること。

(1) 継続企業的前提（会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

- ④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別
- (2) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額
- (3) 保険業法第272条の18において準用する同法第113条前段の規定により資産の部に計上した金額がある場合は、その額
- (4) 保険業法施行規則第211条の37第1項第3号ロ(9)に規定する比率
- (5) 社員配当準備金の配当支払による取崩額並びにその他資産及びその他負債の主な内訳
- (6) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象

2 法令等に基づき、又は会社の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

第2 損益計算書の要旨

損益計算書 { 年 月 日から
年 月 日まで } の要旨

(少額短期保険相互会社)

(単位：千円)

科 目	金 額
経常収益 保 險 料 等 収 入 保 險 料 再 保 險 収 入 資 産 運 用 収 益 そ の 他 経 常 収 益	
経常費用 保 險 金 等 支 払 金 額 責 任 準 備 金 等 繰 入 額 資 産 運 用 費 用 事 業 費 用 そ の 他 経 常 費 用	
経常利益 (又は経常損失)	
特別利益	
特別損失 価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額 そ の 他 特 別 損 失 税 引 前 当 期 純 剰 余 (又 は 税 引 前 当 期 純 損 失) 法 人 税 及 び 住 民 税 法 人 税 等 調 整 額 法 人 税 等 合 計 当 期 純 剰 余 (又 は 当 期 純 損 失)	

(記載上の注意)

- 1 その他経常利益及びその他経常費用の主な内訳を注記すること。
- 2 法令等に基づき、又は会社の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。